

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正について

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「乗車定員及び」を「及び乗車定員並びに」に改め、同条の表を次のように改める。

名称		台数及び乗車定員	区間	
路線	系統		起点	終点
井川線		3台（9人乗り）	静岡市葵区横沢	静岡市葵区田代
両河内線	但沼系統	3台（9人乗り）	静岡市清水区但沼町	静岡市清水区和田島
	大平系統	及び1台（3人乗り）	静岡市清水区和田島	静岡市清水区大平
	板井沢系統		静岡市清水区和田島	静岡市清水区中河内

第4条を削る。

第3条の見出しを「(運行日等)」に改め、同条中「運行時間」を「運行日、運行時間及び運送方法」に、「午前7時から午後8時まで」を「別表第1に定めるとおり」に、「別表第1」を「別表第2」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、気象の状況その他の理由により特に必要があると認めるときは、有償自動車の運行を休止することができる。

第2条の次に次の1条を加える。

(旅客の運送方法)

第3条 有償自動車による旅客の運送方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 定時定路線運送 運送時刻及び路線を定めて旅客を運送する方法をいう。
- (2) デマンド運送 旅客の事前の予約に応じて、あらかじめ定めた運送時刻及び路線において旅客を運送する方法をいう。

第5条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「回数乗車券」を「回数乗車券等」に改め、同条第1項中「別表第2」を「井川線にあつては別表第3」に改め、「回数乗車券を」の次に「、両河内線にあつては通学のために有償自動車を利用する小学校の児童又は中学校の生徒に限り別表第4に定める定期乗車券を」を加え、同条第2項中「前条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(デマンド運送の利用方法)

第6条 デマンド運送を利用しようとする者は、当該利用に際し事前の予約をしなければならない。

2 前項の規定による予約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

名称		運行日	運行時間	運送方法
路線	系統			
井川線		毎日	午前7時から午後8時まで	定時定路線運送
両河内線	但沼系統	平日	午前6時から午後8時まで	
		土曜日	午前7時から午後8時まで	
	大平系統	平日	午前5時から午前7時まで 午後5時から午後8時まで	デマンド運送
			午前7時から午後5時まで	
	土曜日	午前7時から午後8時まで		
	板井沢系統	平日	午前5時から午前7時まで 午後5時から午後8時まで	定時定路線運送
午前7時から午後5時まで			デマンド運送	
土曜日		午前7時から午後8時まで		

備考 「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

別表第2中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に

次の1表を加える。

別表第2（第4条、第5条関係）

1 井川線

区分		降車する停留所			
		横沢	富士見峠、大日又は南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	井川駅前、西山平、公民館前、井川小中学校入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所、渡船場、井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内	白樺荘
乗車する停留所	横沢		500円	700円	1,200円
	富士見峠、大日又は南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	500円	200円	500円	1,000円
	井川駅前、西山平、公民館前、井川小中学校入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク	700円	500円	200円	500円

井川ビジターセンター、診療所、渡船場、井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内				
白樺荘	1,200円	1,000円	500円	

備考 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、通常の運賃の額の2分の1の額とする。

2 両河内線

(1) 但沼系統

区分		降車する停留所
		但沼車庫、長又、雨乞、清地、高瀬、和田島又は和田島車庫
乗車する停留所	但沼車庫、長又、雨乞、清地、高瀬、和田島又は和田島車庫	200円

備考

- 1 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、この表の運賃の額の2分の1の額とする。
- 2 他の系統から乗り継ぐときの運賃の額は、この表の運賃の額から100円を減じた額とする。

(2) 大平系統

区分	降車する停留所	降車する停留所（デマンド運送に限る。）
	和田島車庫、茂の島東、茂の島、大網口、土、西河内小学校、宮城、寺尾島、西里温泉前、下片瀬、片瀬、八幡温泉前、河内局前、河内、大島入口、岩下、	和田島小学校前、両河内中学校前、和田島南、交流館前、高山下、高山上、椎の木島、鶏足寺入口、前沢口、前沢、大網、布沢下、布沢上、矢崎、葛沢、中

		大平南、大平下、大平中又は大平	村、桧村、和田、西小正門、川合野、上黒川、貝伏、大石入口、大島、大平上、大平宮下橋又は大平奥
乗車する 停留所	和田島車庫、茂の島東、茂の島、大網口、土、西河内小学校、宮城、寺尾島、西里温泉前、下片瀬、片瀬、八幡温泉前、河内局前、河内、大島入口、岩下、大平南、大平下、大平中又は大平	200円	200円
乗車する 停 留 所 (デマ ンド運 送に限 る。)	和田島小学校前、両河内中学校前、和田島南、交流館前、高山下、高山上、椎の木島、鶏足寺入口、前沢口、前沢、大網、布沢下、布沢上、矢崎、葛沢、中村、桧村、和田、西小正門、川合野、上黒川、貝伏、大石入口、大島、大平上、大平宮下橋又は大平奥	200円	200円

備考

- 1 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、この表の運賃の額の2分の1の額とする。
- 2 他の系統から乗り継ぐときの運賃の額は、この表の運賃の額から100円を減じた額とする。

(3) 板井沢系統

区分	降車する停留所	降車する停留所 (デマ ンド運 送に限 る。)
	和田島車庫、和田島、	水源地、小川本村、養

		高瀬上、下田橋、小川、 桑又、桑原、遠呂島、 遠呂島上、中河内学校 前、木山野、中河内、 宮島、松葉又は板井沢	田寺入口、西の入、桑 又上、寶樹寺、木山野 上、公会堂下、公会堂 上、神沢原上、湯沢下、 湯沢上、樽下、樽中又 は樽上
乗車する 停留所	和田島車庫、和田島、高瀬 上、下田橋、小川、桑又、桑 原、遠呂島、遠呂島上、中河 内学校前、木山野、中河内、 宮島、松葉又は板井沢	200円	200円
乗車する 停 留 所 (デマン ド運送に 限る。)	水源地、小川本村、養田寺入 口、西の入、桑又上、寶樹寺、 木山野上、公会堂下、公会堂 上、神沢原上、湯沢下、湯沢 上、樽下、樽中又は樽上	200円	200円

備考

- 1 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、この表の運賃の額の2分の1の額とする。
- 2 他の系統から乗り継ぐときの運賃の額は、この表の運賃の額から100円を減じた額とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第7条関係)

運賃の額	金額			
	1 箇月	3 箇月	4 箇月	6 箇月
片道200円	6,200円	17,600円	23,500円	33,300円
片道300円	9,300円	26,400円	35,200円	50,000円

備考 小学校の児童の金額は、この表の金額の2分の1の額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。